

「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する
業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）」
に対する意見及びその考え方（案）

意見募集期間：令和 6 年 6 月 29 日（土）～同年 7 月 29 日（月）
案件番号：145210322

意見提出者一覧

意見提出者 9 件（法人：8 件、個人：1 件）

（提出順、敬称略）

受付.	意見提出者
1	個人 A
2	株式会社ハイスタダード
3	中部テレコミュニケーション株式会社
4	ソフトバンク株式会社
5	株式会社アイ・ピー・エス・プロ
6	株式会社 N T T ドコモ
7	株式会社三通
8	C o l t テクノロジーサービス株式会社
9	株式会社 K D D I

■トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）

※提出意見については、各意見の upper 段に意見の概要を記載している。

意見	考え方	修正の有無
意見 1 ● 本ガイドラインの策定に賛同。 ● 現時点では想定されないトラヒック・ポンピングが発生した場合は、本ガイドラインを見直す等、柔軟かつ適切に対応いただきたい。	考え方 1	
○ 着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用の考え方等が示されたことで、結果的にトラヒック・ポンピングの抑止に寄与すると考えるため、本ガイドラインの制定に賛同します。 ○ また、携帯電話事業者が提供する「かけ放題サービス」を利用する以外の方法や潜脱的に本ガイドラインを回避する方法等を用いるなど、現時点では想定されないトラヒック・ポンピングが発生した場合は、本ガイドラインを見直す等、柔軟且つ適切に対応いただきたく考えます。 【ソフトバンク株式会社】	○ 本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 総務省は、着信インセンティブ契約の締結状況や事業者間の協議の状況について注視するとともに、今後、必要に応じてガイドライン等の見直しや所要の行政上の対応を行っていくことが適当と考えます。	無
意見 2 ● 本ガイドライン案の内容に賛成。 ● 総務省においてトラヒック・ポンピングの動向を注視の上、過度な事象が散見される場合は本報告書及びガイドラインに基づく必要な措置を講じていただくことを要望。	考え方 2	
○ 第八次報告書（案）及びトラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）（以下、「ガイドライン（案）」といいます。）の内容に賛成します。 ○ 着信インセンティブ契約が悪用され、過去に組織犯罪法違反の疑いで逮捕者が出ていることを踏まえて、総務省殿において、トラヒック・ポンピングの動向を注視の上、過度な事象が散見される場合は本報告書及びガイドラインに基づく必要な措置を講じていただくことを要望します。 【中部テレコミュニケーション株式会社】	○ 本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 総務省は、着信インセンティブ契約の締結状況や事業者間の協議の状況について注視するとともに、今後、必要に応じてガイドライン等の見直しや所要の行政上の対応を行っていくことが適当と考えます。	無
意見 3 ● トラヒック・ポンピングに対する考え方が明確に示され、本ガイドライン案が作成されたこと及び本ガイドライン案において、不適切な着信インセンティブ契約は業務改善命令の要件に該当し得るものとし、トラヒック・ポンピングを禁じることを明示したことに賛同。 ● 公共の利益を著しく阻害するおそれがあるトラヒック・ポンピングは断じて許されるものではないと考える。	考え方 3	
○ 接続料の算定等に関する研究会における、トラヒック・ポンピングに関する調査結果、および非公開形式での議論を踏まえ、「トラヒック・ポンピング」に対する考え方が明確に示され、「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）」（以下、「本ガイドライン案」という）が策定されたこと、また本ガイドライン案では、不適切な着信インセンティブ契約は業務改善命令の要件に該当し得るものとし、トラヒック・ポンピングを禁じることを明示した内容に賛同します。	○ 本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。	無

○ 公共の利益を著しく阻害するおそれがあるトラヒック・ポンピング行為は、断じて許されるものではないと考えます。 【KDDI 株式会社】		
意見 4 ● 相互接続協定に着信インセンティブ契約を禁ずる旨の記述が無かったとしても、料金設定権を有する事業者の同意を得ずに着信インセンティブ契約を締結することは相互接続協定に反するものと考えます。	考え方 4	
○ ある事業者が料金設定権を有する事業者の同意を得ずに着信インセンティブ契約を締結していた場合、相互接続協定に着信インセンティブ契約を禁ずる旨の記述が無かったとしても、事前の同意を得ていないことから相互接続協定に反するものと考えます。 【KDDI 株式会社】	○ 本ガイドライン案のとおり、他者料金設定トラヒックについて、その料金を定める電気通信事業者の同意を得ずに、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結することは、料金設定に実質上関与し、接続協定に反することとなるため、他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障を生じるおそれがあると考えます。	無
意見 5 ● 他社料金設定トラヒック・インセンティブ契約の有無及びその内容を明らかにすることを求められた事業者が、仮に開示を拒む、開示内容が不十分、虚偽の回答を行うといった場合は、業務改善命令の対象となる可能性があると考えます。	考え方 5	
○ 料金を設定する事業者が他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約の有無及びその内容を明らかにすることを求めた際には、求められた事業者はこれに応じる必要があり、仮に、開示を拒む、開示内容が不十分、虚偽の回答を行うといった場合は業務改善命令の対象となる可能性があると考えます。 【KDDI 株式会社】	○ 料金設定に当たっては、需要の的確な把握が不可欠であるが、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結した事業者が、料金を定める事業者の求めに応じず、そのような契約の有無及びその内容を明らかにしない場合、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結した事業者は、業務改善命令の対象となる可能性があると考えます。	無
意見 6 ● 着信側事業者の接続料がベンチマークではない場合でも、その接続料に販売促進費用（他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約におけるインセンティブの原資を含む。）を含むべきではないと考えます。	考え方 6	
○ 左記（事務局注）のとおり、接続料における「適正な原価」に着信インセンティブの原資を含めるべきではありません。 ○ また、この趣旨を踏まえると、着信側事業者の接続料がベンチマークではない場合であっても、その接続料に販売促進費用（他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約におけるインセンティブの原資を含む。）を含むべきではないと考えます。 （事務局注：3 トラヒック・ポンピングの禁止（1）接続協定において料金を定めることとされている電気通信事業者の合意のない他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約（※2）また、接続料の水準について裁定申請があった場合、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」（平成 30 年 1 月 16 日総務省）を基本的な方針として裁定することになるが、当該方針において、一般には「適正な原価」に	○ 本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。	無

販売促進費用（他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約におけるインセンティブの原資を含む。）が含まれると考えることは難しい。協議の慣行としてのベンチマークの採用は否定しないものの、その趣旨は「事業者間でネットワーク使用の精算として行われる接続料の支払いは、ネットワークの効率的な構築・利用を促すためにも、実際にかかった費用を超えるものではなく、効率性を踏まえた金額により行われることが望ましい」（平成 30 年 10 月 16 日情報通信審議会答申「平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」）との考え方に立つものであり、実際のコストを上回る金額をベンチマークとすることを慫慂するものではなく、実際のコストとベンチマークの差額をインセンティブとすることを認めるものでもない。） 【ＫＤＤＩ株式会社】		
意見 7 ● 着信側事業者が発信側事業者の是正要請に応じない場合及び着信インセンティブ契約によって自らの接続料収入を増加させようとする行為は業務改善命令の対象となる可能性があると理解。 ● トラヒック・ポンピングと着信インセンティブ契約は業務改善命令の対象になり得ると考える。	考え方 7	
○ 着信側事業者が発信側事業者の是正要請に応じない場合、及び着信インセンティブ契約によって自らの接続料収入を増加させようとする行為は業務改善命令の可能性があると理解しました。 ○ 本ガイドラインの趣旨を踏まえると、トラヒック・ポンピングと着信インセンティブ契約は業務改善命令の対象になり得ると考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】	○ 本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 今般、総務省では、トラヒック・ポンピングを発生させるおそれのある着信インセンティブ契約について、例えば「接続協定において料金を定めることとされている電気通信事業者の合意のない他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約」や「接続する他の電気通信事業者の契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高い着信インセンティブ契約」を業務改善命令の要件に該当しうるとしてガイドライン案を作成したところです。	無
意見 8 ● 本ガイドライン案において、着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の考え方が明確化されたことに賛同するとともに、大変感謝。 ● 今回の整理に基づき、発信側事業者から総務省に対して、トラヒック・ポンピングの疑いがある事業者に関する情報提供が行われたときは、総務省において必要な措置を講じることが望ましい。 ● 発信側事業者が着信側事業者に対して着信インセンティブ契約の有無等を確認したときは、当事者間で守秘義務を課す等の措置を講じた上で、着信側事業者は着信インセンティブ契約に係る情報を一定程度開示し説明する等、事業者間協議を促進することが望ましい。着信側事業者が着信インセンティブ契約の存在を認めないときは、トラヒック・ポンピングの疑いがある状況を例示しつつ、発信側事業者からの求めに応じ、着信側事業者がトラヒックの変動等に係る情報を一定程度開示し説明する等、事業者間協議を行うことが望ましい。総務省のガイドラインにおいて、トラヒック・ポンピングの疑いがある状況を参考として例示することを要望。	考え方 8	
○ 当社は、トラヒック・ポンピングは早期に解決が必要な政策課題であると考えており、本ガイドライン（案）において、「他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結した事業者は、業務改善命令の対象となる可能性があると考えられる」という着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の考え方が明確化されたことは、トラヒ	○ 本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 総務省においては、トラヒック・ポン	無

ック・ポンピングの撲滅に繋がるものとして賛同するとともに、大変感謝申し上げます。
○ この点、事業者間協議での解決を促進し、制度の実効性を高める観点から、以下のとおり意見を提出します。

<(1)法の理解・遵守の徹底について>

- ・ 今回の整理に基づき、法の厳正な執行の観点から、発信側事業者より当該行為の疑いがある事業者に関する情報提供が総務省に対し行われたときは、総務省において対象事業者に事実確認を行い、必要な措置を講じることが望ましいと考えます。

<(2)事業者間協議における情報開示について>

- ・ 発信側事業者は、本ガイドライン（案）に基づき、着信側事業者にトラヒック・ポンピングの疑いがある場合、当該事業者に対して、まずは着信インセンティブ契約の有無等を確認することとなります。その際、着信側事業者は当事者間で守秘義務を課す等の措置を講じた上で、着信インセンティブ契約に係る情報を一定程度開示しつつ説明する等、事業者間協議を促進することが望ましいと考えます。
- ・ しかし、着信側事業者が着信インセンティブ契約の存在を認めないときは、事業者間協議における対応が困難になると想定しております。この点、トラヒック・ポンピングの疑いがある状況を例示（※）しつつ、発信側事業者からの求めに応じて、着信側事業者がトラヒックの変動等に係る情報を一定程度開示しつつ説明する等、事業者間協議を行うことが望ましいと考えます。

（※）例えば、当社と着信インセンティブ契約の存在を認めている着信側事業者との間の音声相互接続通信においては、発着信通話時間比率や平均保留時間が、他の着信側事業者との間のものと比較して著しく乖離しているという特徴があります。（表1参照）

- ・ 事業者間協議によりトラヒック・ポンピングの解決を図るため、トラヒック・ポンピングの疑いがある状況の例示について、本ガイドライン（案）や「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（平成24年7月公表）において参考として記載することを要望します。
- ・ 着信側事業者によって当社に対するトラヒック・ポンピングが最も盛んに行われていたと疑われる2022年度月別における当社と各着信側事業者との最大の発着信通話時間比率（当社発/当社着）及び平均保留時間（当社発通話時間/通話回数）は以下のとおりです。

【表1】

赤枠内は総務省・構成員限り

区分	事業者 ()内は2022年度末時点の事業者名	発着信通話 時間比率	平均保留 時間（秒）

ピングの状況について定期的に注視していくことが適当と考えますが、その具体的な手法については総務省において今後検討を深めていくことが適当と考えます。

- 総務省は、着信インセンティブ契約の締結状況や事業者間の協議の状況について注視するとともに、今後、必要に応じてガイドライン等の見直しや所要の行政上の対応を行っていくことが適当と考えます。

・当社と接続をしている事業者のうち約7割の事業者において、凡そ発着信通話時間比率が4倍未満に収まっており、平均保留時間の平均は約160秒となっております。 当該値を上回る事業者（表中網掛）について、当社はトラヒック・ポンピングの疑いがあると考えております。網掛において、青色で網掛しているのは着信インセンティブ契約の存在を事業者間協議において認めている事業者、緑色で網掛しているのは当該契約の存在を事業者間協議において認めていない事業者となります。網掛している事業者における発着信通話時間比率は、約8倍～約1,400倍、平均保留時間は約600秒～約2,600秒となっております、その他事業者とは著しく乖離しております。 【株式会社NTTドコモ】			
意見9 ● トラヒック・ポンピングを抑制するためには、「かけ放題サービス」の提供側における対策も必要だが、その点が触れられていないことに違和感を感じる。		考え方9	
○ 「かけ放題サービス」は利用者にとって便利なサービスである一方で、トラヒックポンピングを誘発する原因ともなっている認識です。 ○ 「かけ放題サービス」そのものにも改善策を講じる必要があると考えますが、本議論ではその点が全く触れられていないことに疑問を感じます。 ○ サービス自体に悪用性や社会的な問題が発生する可能性がある場合、まずはサービス提供側がそのサービスに規制を設けるのが通常であるかと思います。 ○ トラフィックポンピングを抑制するために、発信側と着信側の双方が協力して対策を講じることが必要ですが、提供者側の規制、規約がガイドラインに記載がない事に違和感を感じます。		○ かけ放題サービスは、利用者利便の向上に大きく資するサービスであり、当該サービスを利用して意図的に接続料収入を得ようとするトラヒック・ポンピングについては、速やかな解決を要する問題であると考えます。 ○ ガイドライン案においても、トラヒック・ポンピングについて、着信側事業者	無

【株式会社ハイスタンダード】	が発信側事業者からの求めがあった場合に必要な情報を提供することを記載しており、双方が協力して対策を講じることが必要と考えます。	
意見10 ● そもそも「かけ放題サービス」が存在するためにトラヒック・ポンピングが発生する訳であり、トラヒック・ポンピングを発生させないためには、「かけ放題サービス」側にテコ入れする必要があるが、この点が一切触れられていないことは大いに疑問。 ● 「かけ放題サービス」について、一定の基準でトラヒックを制限すべきであり、その上で本施策を実行すべきである。	考え方10	
○ ・「かけ放題サービス」という利用者利便の向上に大きく資するサービスの提供促進も阻害されかねない。とあるが、そもそも「かけ放題サービス」が存在するためにトラヒック・ポンピングが発生する訳であり、本末転倒である。 ○ トラヒック・ポンピングを発生させないためには、「かけ放題サービス」側にテコ入れをする必要があるが、本件（本議論）ではその点が一切触れられていない点が大いに疑問である。 ○ 24時間365日完全無制限の「かけ放題サービス」を許す必要はなく、一定の線でトラヒックを制限すべきであろう。 ○ その上で、本施策を実行すべきである。 ○ 例えば、飲食店が「食べ放題」「飲み放題」サービスを提供する際、食べ残しや飲み残し、あるいは、顧客が（持参した入れ物等で）食べ物や飲料を持ち帰るといった悪質な行為が発生しないようにお店側（提供側）で策を講じるのは当たり前である。 ○ 持ち帰った先で転売等の商売をいかにさせないかという策を一生懸命議論しても仕方なからう。 ○ 本件は、そういった提供側の努力義務を完全に無視して話が進んでしまっているため、違和感のあるガイドラインになっている。 ○ 本来、トラヒック・ポンピングが発生しないよう発信側も着信側も努力するという内容のガイドラインでなければならない。 【個人A】	○ 御意見に対する考え方については考え方9のとおりです。	無
意見11 ● トラヒック・ポンピングの防止のためには、発信側事業者における通話定額制サービスのトラヒックの適正性の確認及び当該サービスの利用顧客に対する十分なKYCの実施等も併せて検討されるべき。また、同一電話機から同一番号への発信を制限するなどの規制も併せて検討されるべき。	考え方11	
○ 当社は、トラヒック・ポンピングは社会的に許容される行為ではなく、禁止されるべきものであると考えているが、トラヒック・ポンピングは、着信手数料契約のみならず、発信事業者側の通話定額制サービスの存在等も含む、複合的な要因の下で発生する事象である。 ○ 従って、トラヒック・ポンピング防止のためには、発信側事業者における通話定額制サービスのトラヒックの適正性の確認（トラヒックのモニタリングや必要なユーザー管理措置を含む）及び当該サービスの利用顧客に対する十分なKYCの実施等も併せて検討されるべきである。また、同一電話機から同一番号への発信を数分間に一回に制限するなどの規制も併せて検討されるべきである。 ○ また、通信業界全体の将来的な対応として、疑いのある事例の監視、対処及び報告の制度の導入、通信事業者とリセラーとの間でのレベニュー・シェアリングの規制、顧客との契約に適用する公正利用ポリシーの採用など、	○ トラヒック・ポンピングに関する御意見に対する考え方については考え方9のとおりです。 ○ 通信業界全体の将来的な対応に関する御意見については、参考として承ります。	無

様々な方法が挙げられるところであり、ヨーロッパ市場においては、既に20年以上にわたり、Fair Usage Policyが、市場内の事業者を対象に厳格に施行されていることを付言する。 【C o l t テクノロジーサービス株式会社】		
意見12 ● 何をもって「かけ放題サービス」が利用者利便の向上に大きく資すると判断しているのか疑問。通話料の低廉化をもって、広く全ての利用者に低廉な従量料金でサービス提供することが最も利用者利便の向上に資すると思われる。 ● トラフィック・ポンピングは、かけ放題サービス及び着信インセンティブ契約の両方により成り立つものであり、発側が従量料金でサービス提供すれば、何ら問題にならないことも事実。	考え方12	
○ 「かけ放題サービス」が利用者利便性の向上に大きく資していると、何をもって判断されているのか疑問である。 ○ 携帯電話料金が高止まり傾向にある中で、「かけ放題」は一見すると、一部利用者の利便性に寄与しているように見えます。 ○ しかしながら、オールIP化が見えた現状においてすれば、定額料を支払った一部の利用者に利便性を供与するのではなく、通話料の低廉化をもって、広く全ての利用者に低廉な従量料金で提供するのが最も利用者利便性の向上に資する方策だと思います。 ○ トラフィック・ポンピングは、いわゆるかけ放題サービスと、いわゆる着信インセンティブ契約の両方があって成り立つものであり、発側が従量料金であれば、何ら問題にならないことも事実です。 ○ 事実、かけ放題サービスが始まるまでは着信インセンティブ契約が問題になったことは無いと認識しています。 【株式会社アイ・ピー・エス・プロ】	○ 御意見に対する考え方については考え方9のとおりです。	無
意見13 ● 本ガイドライン案では、トラフィック・ポンピングの要因が「着信インセンティブ契約」であると定義されているように見受けられるが、これを一般論として捉えることは適切ではない。 ● 一律に販売手数料を「悪」と見なすことは自由経済の行動に反し、あまりにも限定的な考え方と感じる。	考え方13	
○ ガイドライン案の内容において、トラフィック・ポンピングの要因が「着信インセンティブ契約」であると定義されているように見受けられます。しかし、これを一般論として捉えるのは適切ではないと感じています。 ○ トラフィック・ポンピングは特定の契約形態や市場環境による一部の現象であり、すべての着信インセンティブ契約が問題を引き起こすわけではありません。中小事業者にとっては、通話料の割引や販売業者への手数料の支払いを通じて、自社の通信ネットワークの利用促進や市場シェアの拡大を図る一般的な商業行為です。さらに、販売手数料モデルは、かけ放題サービスが提供される前から存在しており、多くの場合、電話サービスを通じて市場や顧客に有益な情報を提供する付加価値サービスでもあります。トラフィック・ポンピングは、悪意のある者たちが発信事業者および着信事業者の仕組みを悪用した結果に過ぎません。一方的で一律に販売手数料を「悪」と見なすのは、自由経済の行動に反し、あまりにも限定的な考え方だと感じます。 【株式会社三通】	○ ガイドライン案においては、「接続協定において料金を定めることとされている電気通信事業者の合意のない他者料金設定トラフィック・インセンティブ契約」及び「接続する他の電気通信事業者の契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高い着信インセンティブ契約」については、業務改善命令の対象になる可能性があるとしています。	無
意見14 ● 発信事業者と着信事業者が協力して防止策を講じることを期待していたが、着信事業者に責任を押し付ける形で捉えられているように見受けられる。	考え方14	
○ トラフィック・ポンピングは、悪意のある者たちが発信事業者および着信事業者の仕組みを悪用することで生じる問題です。これは、発信者と着信者が共謀し、直接的な利益を得る詐欺行為とも言えます。この結果、発信事業者と着信事業者の両方が被害を受けています。 ○ 総務省の法令指導に基づき、発信事業者と着信事業者が協力して防止策を講じることを期待していましたが、現	○ 御意見に対する考え方については考え方9のとおりです。	無

状では、このような悪用が一般化とされ、また「意図的にトラフィックを増大させる」という現象が着信事業者に責任を押し付ける形で捉えられているように見受けられます。 【株式会社三通】		
意見15 ● 悪用のリスクを含む各種の商業リスクを考慮しつつ、市場やユーザーにとって有益なサービスを提供することが求められるが、一方では有益なサービスを提供するとしつつ、他方で他の事業者にサービス停止を要求することは、公正な市場競争の原則に反する行為であり、信頼を損なう行為である。	考え方15	
○ 携帯事業者が行っている「かけ放題サービス」も市場を獲得するための商業行為ですが、悪用のリスクを含む各種の商業リスクを考慮しつつ、市場やユーザーにとって有益なサービスを提供することが求められます。しかし、有益なサービスを提供すると言いながら、他の事業者にサービス停止を要求するのは、公正な市場競争の原則に反する行為であり、信頼を損なう行為です。これは、立場の強い者が立場の弱い者をいじめるような不公平な行為とも見なされます。 【株式会社三通】	○ 御意見に対する考え方については考え方9のとおりです。	無
意見16 ● 本ガイドライン案に記載の典型的なトラヒック・ポンピングのイメージ図は限定的である。	考え方16	
○ 定義されたイメージ図は限定的なものであり、悪用されるイメージ図は以下のようになっていると理解しています。 ・トラフィックポンピングは、悪意のある者たちが発信事業者および着信事業者の仕組みを悪用することで生じる問題です。これは、発信者と着信者が共謀し、直接的な利益を得る詐欺行為と言えます。この結果、発信事業者と着信事業者の両方が被害を受けています。 The diagram illustrates the flow of traffic, money, and calls between various parties. A red box highlights the 'partial abuse' (一部悪用) involving 'partial use' (一部悪用) of 'call forwarding + incoming call incentive' (かけ放題+着信インセンティブ) by the 'sender service user' (発信側事業者サービス利用者). 【株式会社三通】	○ トラヒック・ポンピングは、着信インセンティブ契約を締結することにより、トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させることと考えており、今般、本ガイドライン案において、不適切な着信インセンティブ契約の具体例を示し、業務改善命令の要件に該当し得るとしているところです。 ○ 総務省は、着信インセンティブ契約の締結状況や事業者間の協議の状況について注視するとともに、今後、必要に応じてガイドライン等の見直しや所要の行政上の対応を行っていくことが適当と考えます。	無

意見17 ● トラヒックを根絶することに対して異議は無く、着信インセンティブ契約の停止がトラヒック・ポンピングを根絶するための有力な手段と判断された場合、当社はその方向性に沿い、法令を遵守する。 ● 一方で、当社は市場の健全性と構成な競争が維持されることを望んでおり、通信事業者が市場を維持し、活性化させていく義務があると考えている。市場の活性化が進むことを期待。	考え方17	
○ 全体において、目的である「トラフィックポンピングを根絶する」ことに対して異議はありません。結果的に着信インセンティブ契約の停止が今のトラフィックポンピングを根絶するための有力な手段と判断された場合、当社は通信事業者としてその方向性に沿い、法令を遵守いたします。 ○ しかし、「電話」は150年以上の歴史を持ち、当初は唯一の非対面コミュニケーションツールとして高い優位性がありましたが、近年ではSNSなどの無料ツールが多数登場し、電話自体は本来の「通話機能」だけでなく、その高い公共性を活かして情報などの付加価値サービスを提供することが市場から求められています。当社は市場の健全性と公正な競争が維持されることを望んでおり、このような新しい技術やツールが次々と生まれる時代において、通信事業者が市場を維持し、活性化させていく義務があると考えています。市場の活性化が進むことを期待しています。 【株式会社三通】	○ 本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。	無

以上